

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会の 解散について

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会則第2条の目的を達成したことから、会則第7条第4項第5号に基づき、令和6年3月31日をもって解散する。

なお、解散後に生ずる会計処理等は、実行委員会事務局長（北海道環境生活部スポーツ局長）に委任する。

【参考】第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会 会則

（目的）

第2条 実行委員会は、北海道において開催する第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の開催に必要な準備と運営にあたることを目的とする。

（総会）

第7条 実行委員会に総会を置く。

4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

(5) 実行委員会の解散に関すること。